

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 政府は、電気事業を営む者たる会社の社債権者にその会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置に関し、その廃止に向けて速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとするとともに、その際の観点について、電気事業を営む者の間の実質的に対等な条件の下での競争関係の確保を追加すること。
(附則第四十一条第一項関係)

二 政府は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）附則第十一条第六項の定めるところにより電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織を新たな行政組織に移行させるに当たっては、1から3までの事項を踏まえるものとする事。
(附則第四十一条第二項関係)

- 1 新たな行政組織は、独立性及び高度の専門性を確保するため、独立行政委員会とするものとする事。
- 2 新たな行政組織の所掌事務については、自由化される電気事業に係る市場の監視に関する事項を主たる事務とするものとし、電気事業への参入の促進を含め、これらの市場における電気事業を営む者の間の適正な競争関係を阻害する要因を除去すること及び対等な競争条件を確保することを旨として行われるものとする事。

3 2の主たる事務には、①から⑦までの事項についての検証及び改善に関する事務が含まれるものとする。

① 小売電気事業者の供給能力の確保に関する義務に係る制度の運用に関すること。
② 特定小売供給に係る料金及びみなし小売電気事業者が供給義務を負わなくなった後の小売電気事業者の小売供給に係る料金の設定に関すること。

③ 発電量調整供給に係る制度の運用に関すること。

④ 託送供給に係る料金の設定に関すること。

⑤ 一般送配電事業者がその業務の用に供する目的で行う電気の使用に係る情報の提供の実施状況に関すること。

⑥ 卸電力取引市場に係る制度に関すること。

⑦ 電気事業の公益性に鑑みて必要となる電気事業を営む者に対する特例の公平かつ適切な適用に関すること。

三 その他所要の規定を整備すること。